

# 携帯電話・スマートフォン・ネット利用の基本ルール

芦別市いじめ問題対策連絡協議会  
芦別市PTA連合会  
芦別市校長会  
芦別市教育委員会

## 《家庭でのルールづくりの例》

### 保護者の責任としての携帯・スマホのルール（約束と心得）

携帯・スマホは保護者が購入契約し使用料金を支払っています。  
愛するお子さんには保護者が貸し与えているのだということを認識させます。  
そして携帯・スマホを貸し与えるためのルール（約束）をお子さんと確認します。

#### ※購入契約時には必ず「フィルタリング」設定をします。

#### 保護者としての貸すためのルール（約束と心得）

- ① **携帯・スマホは夜9時から朝6時までの間は保護者に返させます。**  
※この間にみんなで充電しましょう。お子さんの充電器は保護者が所持します。  
※家庭学習での使用の申し出があった場合は、使い方を聞いて判断します。
- ② **ながら携帯・スマホを禁止します。**  
※食事中 自転車乗用中 歩行中 会話中 TV視聴中 勉強中・・・など。  
不測の事故からの回避であると同時に、他の人への配慮や礼儀でもあります。
- ③ **新たなアプリやSNSの設定などは保護者の許可制とします。**  
※お子さんの話をよく聞き、本当に必要かを親の責任で判断します。
- ④ **他の人の悪口などは書き込みを禁止します。**  
※発信したことはネットの残って消すことができなくなります。  
いじめの加害者になる可能性があり、許されない行為です。
- ⑤ **個人情報（名前・住所・写真・動画など）の投稿を禁止します。**  
※犯罪や事件、事故に巻き込まれる可能性があります。  
お子さんを守ることは保護者の責任です。
- ⑥ **保護者はしっかりとお子さんの相談を受けます。**  
※相談しようとするお子さんは約束を守ることを意識しています。  
ましてや保護者の責任で貸し与えた携帯・スマホです。お子さんのみを責めるものではありません。問題があれば親だからこそ「親身」になってお子さんと一緒に解決していきましょう。



### 子どもたちが携帯・スマホを借りるためのルール（約束）

携帯・スマホはあなたの保護者が購入契約し使用料金を支払っています。  
使用する携帯・スマホはあなたの保護者から借りていることを自覚しましょう。

これからあなたが携帯・スマホを借りるためのルール（約束）を提示します。

#### 子どもとしての借りるためのルール（約束）

- ① **携帯・スマホは夜9時から朝6時までの間は保護者に返します。**  
※この間に充電してもらいましょう。  
※家庭学習で使用する場合は、保護者に相談します。
- ② **ながら携帯・スマホはしません。**  
※食事しながら 自転車に乗りながら 歩きながら 会話しながら など。
- ③ **新たなアプリやSNSの設定は必ず保護者に相談し許可をもらいます。**  
※借りたものですから持ち主の許可なく勝手に設定変更はできません。
- ④ **他の人の悪口などは絶対に書き込みません。**  
※一度発信したものはネット上に残って消すことができなくなることがあります。
- ⑤ **個人情報（名前・住所・写真・動画など）は投稿しません。**  
※危険な犯罪に巻き込まれる可能性があります。
- ⑥ **困ったことがあったらすぐに保護者に相談します。**  
※隠さずに話してくれる正直な子に必ず親身になって相談に乗ってくれます。



# ・・・家庭でのルールづくりに取り組みましょう・・・

## ～携帯電話・スマートフォン・ネット利用の基本ルール～

近年、携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの携帯型情報通信機器が目覚ましい普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境も大きく変化してきています。

本市の小学5・6年生と中学生を対象とした調査では、携帯電話やスマートフォン・PCなど情報端末の利用できる環境は、令和5年5月時点で小学5・6年生が97%、中学生が100%に達しており、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）でのトラブルについて19件の報告がありました。今後、スマートフォン等の安易な利用から、「**不用意な書き込み**」や「**短文の読み取りによる誤解**」、「**写真・動画などの投稿による個人情報の流出**」など、ネットトラブルのさらなる増加が懸念されます。

### SNS等での主なトラブル

- ・悪口の書き込み、短い言葉での誤った理解によるトラブル
- ・深夜、長時間にわたる友だちとのやりとり
- ・無断で写真・動画などの個人情報を投稿  
(GPS機能による位置情報、個人情報などの流出)
- ・ないすまし、フログの乗っ取り、虚偽情報の投稿



学校では、「携帯電話の利用の仕方」「情報モラル教育の推進」「有害情報に関する教職員研修」などを行っています。また、芦別市PTA連合会においても、子どもたちをネットトラブルから守るための取組もされてきました。しかしながら、学校などでの取組や対応には限界があります。

このことから、家庭の中で「携帯電話・スマートフォン・ネット等の利用ルール」を決め、「**ネットいじめ**」や**個人情報の流出を防ぐ取組**を行い、さらには**子どもたちの生活リズムを乱すことのないようにすることが大切です**。

ネットトラブルが発生した場合は、相手への謝罪だけでなく、業者への削除依頼など各家庭での対応が急務となります。しかしながら、これらの対応を行ったとしても一度流れた情報は「デジタルタトゥー」と呼ばれ、完全な削除は半永久的にできないことをしっかり教えていかなければなりません。

そこで、芦別市いじめ問題対策連絡協議会では、芦別市PTA連合会、芦別市校長会、芦別市教育委員会と連携し、児童生徒をネットトラブルなどから守るため、家庭における指導の指針となる芦別市独自の「**携帯電話・スマートフォン・ネット利用の基本ルール**」を策定しています。

保護者の皆様、児童生徒の皆さん、是非ともこの基本ルールをもとに、親子でよく話し合い、家庭でのルールづくりに取り組まれますようお願いいたします。

平成29年	4月	策定
令和2年	10月	改訂
令和6年	2月	改訂

芦別市いじめ問題対策連絡協議会  
芦別市PTA連合会  
芦別市校長会  
芦別市教育委員会